

研究者の倫理綱領 (2006. 3)

近年、世界でも日本でも研究者に係わる各種の不祥事が明らかにされています。JCO 原子力事故、動燃東海事業所の爆発事故、山陽新幹線のトンネル事故、薬害、医療事故、雪印乳業による食中毒事件、JFEスチール東日本製鉄所その他大企業による排水データ改ざん事件、その他の環境汚染等々枚挙にいとまがないほどです。これら不祥事の一因に研究者の倫理観欠如があると考えられ、そのため各種の学会等では「倫理綱領」または類似の規定が作られ、あるいは作られようとしています。

それらの「倫理綱領」では、研究者は公共の利益を最優先にし、公共の利益が損なわれたか、損なわれる可能性がある場合には社会的に公表をすべきであるとの考え方が、先進国では常識となりつつあります（注）。

すなわち、企業で雇用されている研究者にとって、従来、雇用者や依頼者の利益を損なう行為の制限や知り得た情報の守秘義務などが当然のように考えられてきましたが、最近では、研究者は公共の利益を最優先し、必要があるときには社会的に公表すべきであると規定されています。なお、研究者が雇用者の要求によって研究者の倫理に反する行動をとった場合、企業の責任と共に研究者自身の責任が問われることは明らかです。

科学研究に従事しているわれわれ研究者は、その任務を遂行するために次の各項目を遵守する必要があります。

- 1 研究者は、人類の平和と福祉に貢献するという科学研究の意義と目的を、自らの科学研究の意義と目的であると自覚し、生命の尊厳、現在および将来における世界平和と人類の福祉向上の実現に向けて研究者相互および国民各層と連帯する。

特に、軍事研究など国際紛争の激化の原因をつくる研究は排除します。近年、科学分野の拡大化・細分化のなかで、科学研究の本来の意義・目的が見失われがちです。研究者は、初心に返って科学研究の意義・目的を再確認すべきです。特に、最近における国際状況を考えるとき、武力衝突、貿易の不公平、文化的対立などを含む国際紛争の激化を加速する研究、特に核兵器開発を含む軍事研究はすべきでなく、これら無くす方向での研究を重視します。また、自然における人類の正しいあり方を解明し、持続可能な社会の構築をめざす必要があります。

また、この実現のためには、職場の民主化が必要であり、そのために労働組合の民主的強化と他の労働組合や学協会などの諸団体との連帯を強めます。

最近、研究者の労働組合離れが進んでいるように見受けられますが、そのようなことでは国民の期待に応えることは出来ません。

- 2 研究者は、学問の自由を擁護し、研究における創造を尊重し、基礎科学と応用科学、人文・社会諸科学と自然諸科学が共に発展するように努める。

「学問の自由」は日本国憲法で保障されていますが、注意を怠ると絵に描いた餅になる可能性があります。自らの学問の自由を確保すると共に、他の研究者による学問研究の自由を尊重しなければなりません。また、日本には創造的研究が少ないと言われていますが、それは直ぐに役立つ研究に力点が置かれ過ぎていることもその一因であります。研究指導者は創造的研究、特に若手研究者の創造的研究の芽をつみ取るようなことをすべきではありません。

また、最近、特に経済的利益を目的とする研究が尊重される傾向がありますが、経済的利益に直接繋がらなくとも、学問・文化の発展に寄与する研究も重要であり、尊重されなければなりません。ま

た、基礎的研究なしに応用研究が進展することはなく、自然科学的研究のみで社会の諸問題が解決されることもありません。基礎科学研究と応用科学研究、人文・社会諸科学と自然諸科学が共に発展しなければならない所以であります。

3 研究者は、科学的精神と科学的知識の普及に努め、科学の無視と悪用を警戒し、その危険を排除するよう努める。

現代は、価値の多様化の時代であると言われていています。このような時に当たって、物事を客観的・科学的に考察し、その結果に基づいて判断し、行動することは極めて重要です。科学の無視と悪用は社会に危害をもたらすことは明らかです。したがって、科学的精神と科学的知識の普及とが必要であることは当然です。また、次世代を担う青少年に対する科学的精神と科学的知識の普及を図る必要があります。

政府や企業に都合の悪い研究成果の普及に対して、とかく政府や企業は蔭に陽にそれを妨害することがありますが、国民各層との連帯を通じてそのような妨害を排除する必要があります。

4 研究者は、科学の国際性を重んじ、世界の科学者との交流に努める。

科学の成果は各国が独占すべきものではありません。世界の科学者との交流の必要性、および科学研究成果の国際的普及は科学の特性からして当然です。

5 研究者は、全ての研究成果を正しく公表しなければならない。

政府・企業等から得た研究費による研究であっても、それによる研究成果を正しく公表する責任と義務があります。産官学協同研究では、研究成果の発表の自由を含むその透明性が確保されなければなりません。

科学者の不正行為として、研究結果の公表に際しての捏造、偽造、盗用が国内的にも国際的にも問題になっています。このような不正行為は厳に慎むことは当然ですが、また、研究結果を公表しないことも不正行為の一つです。

最近、大阪大学大学院医学系研究科の研究チームが改ざんデータに基づく論文を米国医学雑誌ネイチャーメディシンに発表したとか、東京大学大学院工学研究科の研究者等が英科学誌ネイチャー等に投稿した論文は、その正当性を裏付ける科学的データの存在を確認することが出来ず「クロ」に近いと報道されています。また、韓国においてもES細胞についての論文が完全な捏造であったと報道されています。

6 研究者は、研究結果が時の権力に都合が悪いものであっても、権力にとって都合が良いようにねじ曲げて発表したり、発表を止めたりすべきではない。

政府・企業から得た研究費による研究結果の公表に際して、公表の差し止めや政府・企業に都合の良い様な書き換えの要求が出されることがありますが、このような科学研究を冒涇する行為とは断固として闘い、政府・企業の利益よりも公共の利益を優先して、研究結果を正しく公表すべきです。

米国での調査ですが、中堅クラス研究員の20.6%が「資金提供組織からの圧力を受けて、研究計画、研究方法、または研究結果を変更、改ざんした」と報告されています(Nature, 435:737-738(2005))。

7 研究者は、高い水準の科学的誠実さと研究の質を維持し、多くの研究者と知識を共有し、職場の同僚研究者やその他の人々の信頼を得るように努める。

科学的に不確かなものを、あたかも確かなものであるかのように装って発表し、研究費を獲得するような研究者が散見されます。このような行為は、研究者と科学研究結果に対する他の研究者や一般社会人の信頼を著しく損なうものです。また、このような行為を行う研究者は職場の人々の信頼を得ることは出来ません。

8 研究者は、論文査読、学位認定、採用・昇格などのために他の研究者の研究を評価する場合には、科学的視野・専門的視野に立って公正な態度で臨まなければならない。

論文等の評価に当たって、評価を受ける者の国籍、身分、性別、所属機関、出身大学、思想・信条などによる偏見・先入観を持つことは、厳に慎まなければなりません。個人情報に基づいた偏見、先入観を入れないよう、自己を律すべきです。

9 研究者も、平和とよりよい福祉の実現を目指して、市民と共に活動する。

研究者は専門家であると共に、通常の生活を営む市民でもある。したがって、研究者も自分の専門とする狭い枠に閉じこもることなく、平和とよりよい福祉の実現のために、市民と共に活動するように努めなければなりません。

10 研究者は、若い研究者の科学教育に努める。科学教育のカリキュラムには、研究倫理、歴史、哲学および科学の文化的影響についての課程が含まなければならない。

科学研究分野の拡大・細分化のなかで、とかく科学研究の意義・目的が見失われがちです。そのようなことがないように、研究倫理、歴史、哲学および科学の文化的影響の知識は、今や若い研究者のみならず、年輩の研究者にも最も必要とされています。なお、教育内容に対する権力の側からの干渉には断固反対すべきです。

(注) 以下に若干の例を挙げます。

例えば、全米プロフェッショナル・エンジニア協会(NSPE)の「技術者のための倫理規定」のI.基本綱領には「1. 公衆の安全、健康、および福利を最優先する」とあり、またII. 実務の原則には「1.e.技術者は、この規程への違反とみるべきことを知ったときは、それを適当な専門職団体および関連がある場合には公的機関へ報告し、正当な権限がある者には必要があれば情報または援助を提供して協力する」と書かれています。同様な規程はアメリカの多くの技術者協会の倫理綱領で規定されています。また、イギリス、オーストラリア等その他の国にも同様な規程があります。

日本でも状況はほぼ同様です。例えば、日本土木学会の倫理規定では「自然を尊重し、現在および将来の人々の安全と福祉、健康に対する責任を最優先し、人類の持続的発展を目指して、自然および

地球環境の保全と活用を図る」と述べられています。また、公益のための社会的公表を要請する条項を含んでいるものが多いです。

また、日本原子力学会倫理規程の「憲章」では「1. 会員は、原子力の平和利用に徹し、人類の直面する諸課題の解決に努める。 2. 会員は、公衆の安全を全てに優先させてその職務を遂行し、自らの行動を通じて公衆が安心感を得られるよう努力する」とあり、さらに同会の「手引き」には「<情報の公開>5-2.原子力の安全に係る情報は、適切かつ積極的に公開する。適切な公開を可能とするため、組織はあらかじめ情報公開に関する手順を定めておくことが望ましい。会員は、その情報がたとえ自分自身や所属する組織に不利であっても公開する。情報の意図的隠蔽は社会との良好な関係を破壊する」と述べられています。